



平成16年(行ウ)第18号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 兼松 秀代

被告 核燃料サイクル開発機構

## 証拠説明書

平成16年4月30日

名古屋地方裁判所民事第7部合議係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 大道寺 徹 也

同 小澤 雄 市

同 光飛田 透 子

被告指定代理人

山崎 栄一郎

田代 孝 治

大村 百合枝

高村 一 男

坂 卷 剛 光

佐藤 隆 博

松村 広 士

証拠番号	証拠の標目	作成者	立証趣旨
乙第4号証	広域調査地表調査シート (昭和61年度および昭和62年度) (写し)	核燃料サイクル開発機構東濃地科学センター	本証により、本件不開示部分に係る対象文書の概要を明らかにする。
乙第5号証	東海・CA地域リモートセンシング調査 (写し)	大手開発株式会社	本証により、本件不開示部分に係る対象文書の概要を明らかにする。
乙第6号証	CB地域リモートセンシング調査 (写し)	日鉱探開株式会社	本証により、本件不開示部分に係る対象文書の概要を明らかにする。
乙第7号証	CC地域リモートセンシング調査 (写し)	日鉱探開株式会社	本証により、本件不開示部分に係る対象文書の概要を明らかにする。
乙第8号証	中国東部・CD地域リモートセンシング調査報告書 (写し)	日鉱探開株式会社	本証により、本件不開示部分に係る対象文書の概要を明らかにする。
乙第9号証	四国西部地域リモートセンシング調査 (写し)	大手開発株式会社	本証により、本件不開示部分に係る対象文書の概要を明らかにする。

乙第10号 証	高レベル放射性廃棄物処理処分に関する研究開発の推進について (写し)	原子力委員会 放射性廃棄物 対策専門部会	本証により、高レベル放射性廃棄物の地層処分の研究開発段階の区分及び内容について明らかにする。
乙第11号 証	原子力開発利用長期計画 (昭和57年6月30日) (写し)	原子力委員会	本証により、原子力委員会が、高レベル放射性廃棄物の処分は、国の責任の下に行うとしていたことを明らかにする。
乙第12号 証	放射性廃棄物処理処分方策について(中間報告) (昭和59年8月7日) (写し)	原子力委員会 放射性廃棄物 対策専門部会	本証により、高レベル放射性廃棄物の地層処分の研究開発段階中、第2段階(処分予定地の選定)の具体的内容について明らかにする。
乙第13号 証	放射性廃棄物処理処分方策について (昭和60年10月7日) (写し)	原子力委員会 放射性廃棄物 対策専門部会	本証により、上記第2段階の目標である処分予定地の選定は、被告が行うものとされていたことを明らかにする。
乙第14号	原子力開発利用長期計画	原子力委員会	本証により、処分

証	(昭和62年6月22日) (写し)		予定地の選定は、処分事業の実施主体が行うこととされたことを明らかにする。
乙第15号証	高レベル放射性廃棄物の安全、確実な最終処分を目指して (写し)	原子力発電環境整備機構	本証により、原子力発電環境整備機構における高レベル放射性廃棄物の処分計画について明らかにする。
乙第16号証	高レベル放射性廃棄物処分施設建設地の選定へ向けた公募について (写し)	原子力発電環境整備機構	本証により、原子力発電環境整備機構が概要調査地区の候補となる地区の公募をしていることを明らかにする。
乙第17号証	高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵の取組みについての考え方 (平成10年2月27日) (写し)	動力炉・核燃料開発事業団	本証により、被告における高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵の取組みについての考え方を明らかにする。
乙第18号証の1	平成15年2月14日付け南日本新聞1面(抜粋) (写し)	南日本新聞社	本証により、本件不開示決定に係る対象文書を含む広域調査に係る報告書の意

			義，内容について誤 報道がされた事実を 明らかにする。
乙第18号 証の2	平成15年2月14日付 け信濃毎日新聞1面(抜 粹)(写し)	信濃毎日新聞 社	同 上
乙第18号 証の3	平成15年2月15日付 け山陽新聞34面(抜粹) (写し)	山陽新聞社	同 上
乙第18号 証の4	平成15年2月15日付 け日本海新聞25面(抜 粹)(写し)	新日本海新聞 社	同 上
乙第18号 証の5	平成15年2月15日付 け山陰中央新報28面 (抜粹)(写し)	山陰中央新報 社	同 上
乙第18号 証の6	平成15年2月14日付 け岐阜新聞29面(抜粹) (写し)	岐阜新聞社	同 上
乙第18号 証の7	平成15年2月14日付 け愛媛新聞(抜粹) (写し)	愛媛新聞社	同 上
乙第18号 証の8	平成15年2月14日付 け中日新聞3面(抜粹) (写し)	中日新聞社	同 上
乙第18号 証の9	平成15年2月14日付 け河北新報3面(抜粹)	河北新報社	同 上

	(写し)		
乙第18号 証の10	テレビ報道メモ(テープ 起こし)(平成15年2 月17日) (写し)	核燃料サイク ル開発機構	本証により、本件 不開示決定に係る対 象文書の意義、内容 について誤報道がさ れた事実を明らかに する。
乙第19号 証	資料(JNCTJ142 099-024)につ いて(平成11年8月 10日) (写し)	核燃料サイク ル開発機構	本証により、「高 レベル放射性廃棄物 の地層処分に関する 調査・研究(VI)(M -6地区)報告書」 の開示に際して交 付、説明した内容に ついて明らかにす る。
乙第20号 証	平成12年1月21日付 け北海道新聞3面(抜粋) (写し)	北海道新聞社	本証により、上記 報告書の意義、内容 について誤報道がさ れた事実を明らかに する。
乙第21号 証	(無題)(平成13年8 月31日) (写し)	核燃料サイク ル開発機構	本証により、上記 報告書以外の「高レ ベル放射性廃棄物の 地層処分に関する調 査・研究(VII)報告

			書」の開示に際して 交付，説明した内容 について明らかにす る。
乙第22号 証	平成15年2月13日付 朝日新聞25面(抜粋) (写し)	朝日新聞社	本証により、「高 レベル放射性廃棄物 の地層処分に関する 調査・研究(VII)報 告書」の意義，内容 について誤報道がさ れた事実を明らかに する。